

三条市中学校の部活動の地域クラブ活動への
移行に関する基本方針

令和6年3月

三条市

目次

前文、本方針策定の趣旨等.....	2
I 地域クラブ活動.....	3
1 新たな地域クラブ活動の在り方.....	3
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進.....	3
(1) 参加者.....	3
(2) 運営主体.....	3
① 地域スポーツ・文化芸術団体等.....	3
② 関係者間の連携体制の構築等.....	4
(3) 指導者.....	4
① 指導者の質の保障.....	4
② 適切な指導の実施.....	4
③ 指導者数の確保.....	5
④ 教師等の兼職兼業.....	5
(4) 活動内容.....	6
(5) 適切な休養日等の設定.....	6
(6) 活動場所.....	6
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減.....	7
(8) 保険の加入.....	7
3 学校との連携等.....	7
II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備.....	8
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備.....	8
(1) 休日の活動の在り方.....	8
(2) 検討体制の整備.....	8
(3) 段階的な体制整備.....	8
2 休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行の段階的推進.....	9
3 三条市における総合的・計画的な取組.....	9
III 大会等に関する見直し.....	9
1 生徒の大会等の参加機会の確保.....	9
2 大会等への参加の引率や運営に係わる体制整備.....	9
(1) 大会等への参加引率.....	9
(2) 大会運営への従事.....	9
3 生徒の安全確保.....	10
4 大会等の在り方.....	10
終わりに.....	10

前文

中学校における部活動（以下「学校部活動」という）は、スポーツ・文化芸術に意欲・興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を大きく支えてきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、生活・学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進む中で学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が難しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。そのため、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関して改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

平成 30 年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成 31 年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。令和 2 年に、スポーツ庁及び文化庁も、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。

令和 4 年 6 月及び 8 月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえた学校部活動の地域の運営主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という）への移行に取り組むべく、平成 30 年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合した上で全面改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。なお、平成 25 年に文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」については、引き続き運動部活動や地域スポーツクラブ活動の適切な指導の実施のため参照するものとする。

基本方針策定の趣旨等

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たに地域クラブ活動を整備するために必要な対応について市の考え方を示すものである。学校部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長を保障できるよう、以下の 4 点から取り組み、三条市のスポーツ・文化芸術振興の再構築を図る。

- ・持続可能な運営体制を構築するとともに、その活動場所と指導者を確保すること。
- ・専門的で質の高い指導を提供するとともに、勝利至上主義等に陥ることがないこと。
- ・スポーツ・文化芸術の多様な活動から生徒が自由に選択できる環境を整備すること。
- ・現在の学校部活動をそのまま地域で実施するのではなく、地域で新たな活動環境を整備すること。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

本基本方針は、中学校・義務教育学校後期課程（以下、「中学校等」という。）の生徒の地域クラブ活動を主な対象とする。

I 地域クラブ活動

市立中学校等において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会体育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む））の一環として捉えることができ、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場を提供する取組である。また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、市学校教育課と市校長会で協議し、市が指定する運営主体の統括する地域クラブ活動と、それ以外の地域クラブが設立することが考えられる。中学校体育連盟の大会の参加を問わず、地域移行の趣旨に沿ったクラブであることとする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、中学校等の生徒を中心に、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されるように、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携を図る。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や音楽、美術などが苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等

【地域スポーツ団体】

ア 運営主体は、市が定める運営主体の他、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。

イ 運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営を行うことが求められる。

【地域文化芸術団体等】

運営主体は、市が定める運営主体の他、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。

② 関係者間の連携体制の構築等

地域クラブ活動の運営主体は、例えば、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

<地域クラブの区分>

- 1 三条市教育委員会で移行した地域クラブ活動
- 2 民間スポーツクラブ・団体
- 3 その他（スポーツ・文化芸術の関係団体等が主体となって設立したクラブ・団体）

<中学校体育連盟（以下：中体連）主催大会及び吹奏楽連盟（以下：吹連）主催コンクールへの参加に関すること>

上記2（民間スポーツクラブ・団体）、3（その他クラブ・団体）が中体連主催大会や吹連主催コンクール等への参加を希望する場合は、本方針を遵守した上で、審査を行う機関へ申請し許可を受ける。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域クラブ活動（スポーツ）】

ア 指導者は、健康づくり課スポーツ振興室が指定した講習を原則受講しなければならない。また、市スポーツ協会主催や各関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、生徒の技能等の指導のみならず安全・健康管理等の面で支える。

イ 指導者に暴言・暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口の他、JSP0等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

【地域クラブ活動（文化芸術）】

ア 指導者は、生涯学習課と学校教育課を窓口として、その専門性を生かして生徒のニーズに応じた多様な活動を行うとともに、生徒の技能等の指導のみならず安全・健康管理等の面で支える。また、文化芸術活動で留意すべき著作権等について、管理主体が情報発信を行う。

イ 指導者に暴言・暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口の他、各団体とも連携しながら公平・公正に対処する。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

イ 地域クラブ活動（スポーツ）の指導者は、スポーツ医科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニ

ングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 地域クラブ活動（文化芸術）の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること。また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化芸術部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 地域クラブ活動の指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるように生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 地域クラブ活動の運営主体は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引（各競技団体ホームページ掲載）を活用して指導を行う。

③ 指導者数の確保

スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、三条市立中学校体育系部活動指導補助者や部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。また、アスリートのセカンドキャリア活用や、県央スポーツネットワークとの連携促進により人材を確保する。

④ 教師等の兼職兼業

ア 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いらることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことを校長からの事前確認を行った上で、市教育委員会で検討して許可する。

イ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に関わる労働時間等の確認を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

三条市では、勤務時間について、「教師等としての労働時間」と「地域クラブ活動での労働時間」を通算し、月の通算時間外労働時間を 45 時間以内となるように働き方改革を推進している。なお、所属校の校長等は、教師等の兼職兼業に本当に支障がないか、当該教師等の勤務実態を把握して責任をもって確認し、本人の健康管理等の観点を踏まえて判断を行う。

(4) 活動内容

- ア 地域クラブ活動は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保する。
- イ 地域クラブ活動は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動にも生徒が一緒に参画できるようにする。
- ウ 地域クラブ活動は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知し、自由に選択できるようにする。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるように下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2(2)②のとおり、運営主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

- ア 学校の学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)地域クラブ活動を休日のみ実施とする場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- イ 学校の長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度として、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(6) 活動場所

- ア 地域クラブ活動は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体、民間事業者等が有する施設だけでなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、廃校施設等も活用する。
- イ 学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記2(2)②の三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等を通じて、2(5)イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 地域クラブ活動は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の指導者や参加する生徒等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブが各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義をもちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動の間では、運営主体や指導者が異なるため、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 市の管理主体及び運営主体は、統括コーディネーター及び種目コーディネーターと連携し、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていく。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 休日の活動の在り方

- ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど綿密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。
- イ 平日における環境整備については、現在の学校部活動をそのまま地域で実施するのではなく、地域で新たな活動環境を整備する。休日における取組の進捗状況等を検証し、できるところから取り組む。

(2) 検討体制の整備

市は、中学校等における部活動の在り方を検討し、地域移行を進めるため、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会を設置し、部活動の在り方や地域クラブ活動の実施に関して広く意見を求めながら協議していく。

学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働する。

(3) 段階的な体制整備

学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、生徒の体験格差を解消する観点から、以下のような体制整備を進める。

- ① 休日におけるスポーツの地域クラブ活動については、市が事業業務委託により、一般社団法人三条市スポーツ協会に統括コーディネーターと種目コーディネーターを配置する。現在休日に活動している9種目について、地域クラブ活動の指導者確保と運営組織の確立を図っていく。平日における環境整備を種目ごとに構想しながら、その具現に向けて休日の移行から休日と平日も含めた移行へと段階的に行っていく。
- ② 休日における文化芸術の地域クラブ活動については、現在、実施されている学校部活動が吹奏楽のみであることから、市が学校部活動に三条市吹奏楽団から外部指導者を派遣する体制を整備する。各校の校舎を地域クラブ活動として開放できるようにするために、音楽室等の活動で使用する教室等への動線や教室棟とエリアを分けるための内部改修工事、警備システムの変更などについて調査し、必要に応じて改善を図っていく。令和6年度からは、吹奏楽部への指導者派遣について、市が事業業務委託により、三条市吹奏楽団に吹奏楽コーディネーターを配置する。
- ③ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制を整備する。

2 休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行の段階的推進

休日における学校部活動の地域クラブ活動への移行について、市は令和5年度から令和7年度までを段階的移行期間とし、推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域移行を進める。

3 三条市における総合的・計画的な取組

市は、推進計画の策定や三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会での協議を通じて、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

Ⅲ 大会等に関する見直し

地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされる必要がある。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき、市内等で開催される主に競技・文化芸術団体主催大会やコンクール、発表会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームでも参加できるように、市大会において見直しを行う。例えば、既に日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承諾することを決定しているところ、その参加資格の拡大を着実に実施する。

イ 市は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるように、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

2 大会等への参加の引率や運営に係わる体制整備

(1) 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、クラブの指導者等が行う。

(2) 大会運営への従事

校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。また、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望す

る場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

3 生徒の安全確保

大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本ガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合には、それを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等について見直す。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 市並びに校長は、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

エ 校長や地域クラブ活動の運営主体は、県中体連及び地区中体連並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

終わりに

- ・ 三条市は、スポーツ庁及び文化庁の方針を受け、このたび、将来にわたり子供たちにスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる一層豊かな機会を確保し、子供の視点に立ち、学校部活動の地域クラブ活動への移行について、その方向性と在り方を示した。
- ・ 人の生涯の中でも中学生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、スポーツ活動と文化芸術活動は、両者を分け隔てることなく一体として取り扱う。
- ・ 本基本方針は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。
- ・ 三条市は、本基本方針について、社会や環境の変化、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会で意見を求めながら、適宜必要な見直しを行うこととする。